告 示

埼玉県告示第二百六十号

表する。 算並びに令和四年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 埼玉県議会令和四年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計予 次のとおり公

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和4年度埼玉県一般会計予算

令和4年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,228,459,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。 (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4 表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県 税		801, 800, 000
	1 県 民 税	317, 675, 000
	2 事 業 税	172, 707, 000
	3 地 方 消 費 税	141, 594, 000
	4 不 動 産 取 得 税	17, 754, 000
	5 県 た ば こ 税	7, 679, 000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2, 149, 000
	7 軽 油 引 取 税	51, 252, 858
	8 自 動 車 税	90, 964, 000
	9 鉱 区 税	4, 822
	10 狩 猟 税	19, 320
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		297, 149, 000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	297, 149, 000

3 地 方 譲 与 税		131, 438, 000
	1 特別法人事業譲与税	127, 304, 000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3, 162, 000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	87, 000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	748, 000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	530
	6 森 林 環 境 譲 与 税	136, 470
4 地 方 特 例 交 付 金		5, 582, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5, 582, 000
5 地 方 交 付 税		249, 225, 000
	1 地 方 交 付 税	249, 225, 000
6 交通安全対策特別交付金		1, 479, 000
	1 交通安全対策特別交付金	1, 479, 000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2, 423, 717
	1 分 担 金	183, 937
	2 負 担 金	2, 239, 780

款	項	金額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		26, 585, 809
	1 使 用 料	15, 436, 690
	2 手 数 料	11, 149, 119
9 国 庫 支 出 金		350, 505, 908
	1 国 庫 負 担 金	117, 967, 790
	2 国 庫 補 助 金	226, 566, 723
	3 委 託 金	5, 971, 395
10 財 産 収 入		14, 721, 245
	1 財産運用収入	5, 836, 462
	2 財産売払収入	8, 884, 783
11 寄 附 金		124, 262
	1 寄 附 金	124, 262
12 繰 入 金		106, 029, 224
	1 特 別 会 計 繰 入 金	849, 299
	2 基 金 繰 入 金	105, 179, 925
13 繰 越 金		500, 000
	1 繰 越 金	500, 000

14 諸	収	入	40, 767, 835	5
			1 延滞金、加算金及び過料等 1,876,800	0
			2 預 金 利 子 2,100	0
			3 貸 付 金 元 利 収 入 2,051,064	4
			4 受 託 事 業 収 入 3,112,819	9
			5 収 益 事 業 収 入 14,509,983	3
			6 利 子 割 精 算 金 収 入 1,000	0
			7 雑 入 19,214,069	9
15 県		債	200, 128, 000	0
			1 県 賃 200,128,000	0
	歳	入	合 計 2,228,459,000	0

歳 出 (単位 千円)

	款				項			金	額
1 議	会	費							3, 162, 464
			1 議		会		費		3, 162, 464
2 総	務	費							91, 436, 722
			1 総	務	管	理	費		23, 966, 949
			2 企		画		費		7, 620, 992
			3 県		民		費		10, 119, 916
			4 環		境		費		8, 694, 953
			5 徴		税		費		27, 963, 644
			6 市	町	村 振	興	費		4, 858, 727
			7 選		挙		費		3, 896, 723
			8 防		災		費		3, 083, 683
			9 統	計	調	査	費		645, 617
			10 人	事	委員	会	費		292, 612
			11 監	査	委	員	費		292, 906
3 民	生	費							426, 397, 467
			1 社	会	福	祉	費		308, 867, 494

		105 000 155
	2 児 童 福 祉 費	105, 369, 475
	3 生 活 保 護 費	12, 113, 132
	4 災 害 救 助 費	47, 366
4 衛 生 費		249, 855, 823
	1 公 衆 衛 生 費	211, 608, 794
	2 環 境 衛 生 費	4, 174, 611
	3 保 健 所 費	4, 050, 635
	4 医 薬 費	12, 475, 849
	5 公 営 企 業 支 出 金	2, 230, 663
	6 地方独立行政法人支出金	15, 315, 271
5 労 働 費		5, 794, 407
	1 労 政 費	2, 158, 643
	2 職 業 訓 練 費	3, 481, 015
	3 労 働 委 員 会 費	154, 749
6 農 林 水 産 業 費		22, 165, 820
	1 農 業 費	7, 407, 757
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	376, 820

	款		項						金	額
			3	畜	産		業	費		1, 420, 399
			4	林		業		費		4, 738, 216
			5	農		地		費		8, 222, 628
7 商	I	費								40, 515, 456
			1	商	エ		業	費		40, 086, 215
			2	観		光		費		429, 241
8 土	木	費								123, 274, 851
			1	土	木	管	理	費		10, 635, 415
			2	道	路橋	り	ょう	費		54, 528, 881
			3	河		Щ		費		34, 644, 301
			4	都	市	計	画	費		23, 013, 627
			5	住		宅		費		452, 627
9 警	察	費								149, 588, 339
			1	整	察	管	理	費		136, 406, 669
			2	警	察	活	動	費		13, 181, 670
10 教	育	費								491, 781, 175

	1 教 育 総 務 費	52, 570, 169
	2 小 学 校 費	140, 201, 403
	3 中 学 校 費	82, 749, 015
	4 高 等 学 校 費	98, 377, 039
	5 特 別 支 援 学 校 費	49, 657, 220
	6 大 学 費	2, 595, 935
	7 私 立 学 校 費	60, 042, 422
	8 社 会 教 育 費	4, 316, 482
	9 保 健 体 育 費	1, 271, 490
11 災 害 復 旧 費		3, 983, 050
	1 農林水産施設災害復旧費	30,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3, 953, 050
12 公 債 費		282, 192, 356
	1 公 債 費	282, 192, 356
13 諸 支 出 金		337, 311, 070
	1 公 営 企 業 支 出 金	12, 180, 070
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	134, 075, 000

款	項	金額
	3 所 得 割 交 付 金	372,000
	4 利 子 割 交 付 金	758, 000
	5 配 当 割 交 付 金	5, 201, 000
	6 株式等譲渡所得割交付金	7, 614, 000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	12, 319, 000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	152, 393, 000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1, 581, 000
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,000
	11 軽 油 引 取 税 交 付 金	7, 032, 000
	12 環 境 性 能 割 交 付 金	3, 784, 000
	13 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		1, 000, 000
	1 予 備 費	1, 000, 000
歳 出	合 計	2, 228, 459, 000

第2表 継続費 (単位 千円)

款	項	事業	名 総 額	年 度	年 割 額
8 土 木	費 4都市計画費	埼玉スタジアム2002公 映像装置改修事業費	3. 園大型 1,650,000	令和4年度令和5年度令和6年度	429, 000 660, 000 561, 000
	9 警察費 1 警察管理費	越谷警察署庁舎建設費	6, 271, 690	令和4年度令和5年度令和6年度令和7年度	19, 617 828, 737 1, 856, 527 3, 566, 809
9 警 察		高齢者講習施設庁舎建設費	6, 226, 721	令 和 4 年 度 令 和 5 年 度	469, 833 5, 756, 888
		川越警察署設備改修費	357, 772	令 和 4 年 度 令 和 5 年 度	166, 783 190, 989
		運転免許センター施設改修	費 1, 217, 354	令和4年度 令和5年度 令和6年度	718, 662 391, 566 107, 126

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立高等学 置費(令和		空調設備設分)		749, 392	令和 5				, 220 , 172
10 教 月 賃	1 秋 月 松 伤 賃	教育関係庁4年度着工		(修費(令和		1, 380, 287	令和 5				, 924 , 363

第3表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
地方債証券の共同発行によって 4年度発行分)	生ずる連帯債務(令和		年度から年度まで		こよる共同発行の総額 質及びこれに対する利	
財務会計システム構築事業			年度から年度まで			1, 443, 027
県庁LANシステム構築及び運り	月事業		年 度 か ら 年 度 ま で			2, 154, 415
私立学校振興資金融資貸付金利 資分)	子補助(令和4年度融		年 度 か ら 年 度 ま で			37, 734
私立学校振興資金融資損失補償	(令和4年度融資分)	令和 4 :	年 度 以 降		日本及び最終弁済期到 こついて、当該貸付 5額	

事	項	期	間	限	度	額
県有施設エコオフィス化改修事業		令 和	5 年 度			347, 085
生活科学センター設備改修事業		令 和	5 年 度			36, 000
屋内50m水泳場及びスポーツ科学	拠点施設整備事業	令 和	5 年 度			22, 011
防災へリコプター整備事業			年度から年度まで			2, 838, 550
環境創造資金利子補給(令和4年度	融資分)		年度から年度まで			59, 125
多子世帯応援クーポン事業(令和4	年度発行分)	令 和	5 年 度			217, 150

産業技術総合センター設備改修事業	令 和 5 年 度	248, 000
無担保無保証人資金損失補償(平成12年度保証分·令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼 玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことに よって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除し た額に相当する額
小規模事業資金損失補償(平成19年度保証分・令和 4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
小規模事業資金損失補償(令和4年度保証分)	令和 4 年度から 令和22年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

事項	期間	限度額
起業家育成資金損失補償(平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度か 令和12年度ま	払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく
起業家育成資金損失補償(令和4年度保証分)	令和 4 年度か 令和22年度ま	29条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当す

		関連保証(産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は20分の3に相当する額
経営安定資金損失補償(平成17年度保証分·令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
経営安定資金損失補償(平成22年度保証分・令和 4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(金融円滑化関連(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
経営安定資金損失補償(令和	4年度保証分)	, ,	年 度 度か まら で	企業関連、特定 で登録を ででででででででできる。 でででででででできる。 でででででででできる。 でででででででできる。 ででででででできる。 でででででででできる。 ででででででででできる。 でででででででできる。 でででででででででできる。 でででででででできる。 でででででででででできる。 でででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででできる。 でででででできる。 でででででででできる。 でででででででででででできる。 ででででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 でできるでででででできる。 でできるででででできる。 ででできる。 でででででできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 でででででででででででででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	業種関連及案を受ける。 の行共済 かににになる 等連規界のでは、 5 の行共務のでは、 5 の行共務のでは、 5 の行共務のでは、 5 の行共務のでは、 5 の行共務のでは、 5 の行とのでは、 5 のでは、 5 のでは、 5 のでは、 5 のでは、 5 ののでは、 5 の	した額)を控除し

	1	
経営支援特別融資損失補償(平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償(平成19年度保証分・ 令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要 綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金 から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小 企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保 険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規 定により支払を受けた保険金の額を控除した額の1 0分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入 後にあっては普通保険を利用し債務の保証を行った 場合は保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金 方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した

事	項	期	間	限	度	額
				し債務の保証を 信用保険法第2 定に係る貸付に	行った場合は322 条第5項第1号か あっては10分の	無担保保険を利用 分の25、中小企業 ら第6号までの規 1、第7号及び第8 2分の25に相当
企業パワーアップ資金損失補	償(令和4年度保証分)	令和 4 4 令和 2 2 4	年度からで	埼玉県信用保証に によってでは には基づ機保に には基が機保保を を制用を を制用を が業信に にはまずでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	協会が済額のの金、性のののののののののののののののののののののののののののののののののの	融資額の範囲内で保証を行ったことに(責任共有制度の元金に(責任共有制度の元金に)がいる。 (責任共有制度の元金に) (責任共有制度のの力) ((責任共有制度をの力) ((責任共有制度をの力) ((責任共有制度をの力) ((責任共有制度をの力) (((責任共有制度をの力) (((((((((((((((((((

		は10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係 る貸付にあっては32分の25、危機関連保証を利用 し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額
事業資金損失補償(平成17年度保証分・令和4年度損 失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額 の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を 行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中 小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた 保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額
事業資金損失補償(平成22年度保証分·令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
借換資金損失補償(令和4年度保証分			年度まかま	証協会がこの債務 た代位方式 個の 担金	務の保証を行有額の保証を行有額の保証を任共額の保証を行うでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の	内では、

要件緩和型経営安定資金損失補償(平成22年度保証 分·令和4年度損失補償対象期間延長分)	令和 4 年度から 令和12年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償(令和4年度保証分)	令和 4 年度から 令和22年度まで	同上
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和4年度融資分)	令和 5 年度から 令和19年度まで	3, 864, 500
勤労者支援資金損失補償(令和4年度保証分)	令和 4 年度から 令和10年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額

事項	期	間	限	度	額
離職者等委託訓練事業(令和4年度契約分)		年度から年度まで			790, 049
農地利用集積事業資金損失補償(令和4年度融資分)		年度から年度まで	た資金のうち回	が農地利用集積事業 収されない元本及び 3月を経過しても償	利子について、最
農業近代化資金等利子補助(令和4年度融資分)		年度から年度まで			88, 065
農業災害復旧経営資金利子補助(令和4年度融資分)		年度から年度まで			877
農業災害復旧経営資金損失補償(令和4年度融資分)		年度から年度まで	されない元本及 した場合の当該 する額。ただし、	が融資した農業災害な利子について、市民補償に要した経費の、当該経費が融資額の お記述者を対して、市民対策を対して、市民対策を対して、市民対策を制度を対して、当該経費が融資額の対象を対し、当該経費が対象を対し、当該	5町村が損失補償 02分の1に相当 0100分の50

農地防災事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	455, 000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金(令 和4年度取得分)	令和 5 年度から 令和14年度まで	1, 344, 556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証(令和4年度借入分)	令和 4 年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れ た資金のうちその元本及び利子について、最終弁済 期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、 借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合 貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済 期到来後の償還できない額
令和4年度有料道路整備貸付金債務保証(令和4年度 融資分)	令和 4 年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政 府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても 償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証(令和4年度融資分)	令和 4 年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

事	項	其	月		間		限	度	額
道路安全施設		令	和	5	年	度			40,000
社会資本整備総合交付金(改領	築)事業	令	和	5	年	度			580,000
橋りょう修繕		令	和	5	年	度			2, 488, 000
橋りよう架換		令	和	5	年	度			400, 000
排水機場等維持修繕		令	和	5	年	度			36, 000
社会資本整備総合交付金(河)	川)事業	令	和	5	年	度			1, 776, 132

河川施設震災対策	令 和 5 年 度	45, 000
街路改良事業	令 和 5 年 度	200,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金(令 和4年度建設分)	令和 5 年度から 令和28年度まで	2, 326, 318
ヘリコプター整備事業	令 和 5 年 度	418, 800
学力・学習状況調査実施事業(令和4年度契約分)	令 和 5 年 度	161, 618

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償還	の方法
低公害車整備事業	42, 000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を下 した金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 質をうめるた 限度額に加算	り入れる て、利率 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若し又は低利に借り換きる。
県有施設整備事業	8, 247, 000	同	十	同	上	同	上
試験研究機関等設備整備事業	90, 000	同	上	同	上	同	上
緑の森博物館用地購入事業	46, 000	同	上	同	上	同	上
身近な緑公有地化事業	103, 000	同	十	印	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	133, 000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	36, 000	同	上	同	上	同	上

福祉事務所等低公害車整備事業	16, 000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	951, 000	同	上	冏	上	同	上
老人福祉施設整備事業	2, 663, 000	同	上	冏	上	同	上
児童福祉施設整備事業	626, 000	同	上	冏	上	同	Ŀ
児童相談所整備事業	1, 554, 000	同	上	冏	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	6, 000	同	上	冏	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	51, 000	同	上	冏	上	同	上
災害拠点精神科病院整備事業	151,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所施設整備事業	36, 000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
食肉衛生検査センター施設整備事業	67, 000	普通貸借又は証拠地方公共団体との含む。)。ただし額面金額を下回るの発行価格差減額め必要な金額を関した金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 領をうめるた 限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方で借 資金についる で見まいる に直しなる 見直しる。	件により、銀その債権者と たよる。ただにより据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若しては低利に借り換える。
高等技術専門校施設整備事業	13, 000	冏	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備 事業	2, 000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター施設整備事業	72, 000	同	土	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	43, 000	同	十	同	上	同	上
水産研究所施設整備事業	5, 000	同	土	同	上	田	上
茶業研究所施設整備事業	10,000	同	上	同	上	同	上

秩父高原牧場基盤整備事業	141, 000	同	上	同	上	同	上
家畜保健衛生所施設整備事業	27, 000	同	上	同	上	同	上
造林事業	76, 000	同	上	同	上	同	上
県民の森整備事業	16, 000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	255, 000	同	上	同	上	同	上
林道事業	313, 000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	376, 000	同	上	同	上	同	上
治山事業	115, 000	同	上	同	上	冏	Ŀ
農業基盤整備事業	1, 202, 000	同	上	同	上	冏	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
県単独農業基盤整備事業	600, 000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし、 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を限 した金額とすること	共同発行を 発行価格が ときは、そ をうめるた 度額に加算	り入れる て、利率 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若しては低利に借り換きる。
直轄事業(土地改良)負担金	355, 000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	3, 126, 000	同	十	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備 事業	381,000	同	十	同	上	同	上
SAITAMAロボティクス センター(仮称)整備事業	2, 448, 000	同	上	同	上	同	上
東部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	10,000	同	上	同	上	同	上
産業技術総合センター施設整備事業	263, 000	同	上	同	上	同	上

建築安全センター等低公害車整備 事業	5, 000	同	上	同	上	同	上
道路公社出資金	130, 000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	26, 991, 000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5, 347, 000	同	上	同	上	同	上
電線地中化(道路)整備事業	366, 000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11, 183, 000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	1, 663, 000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	14, 498, 000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150, 000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債のご	方 法	利	率	償 還	の方法
河川事業	3, 898, 000	普通貸借又は証券を 地方公共団体との 含む。)。ただし、 額面金額を下回る。 の発行価格差減額を め必要な金額を限 した金額とすること	共同発行を 発行価格が ときは、そ をうめるた 度額に加算	り入れる て、利率の 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀行 その債権者と† による。ただ により据置期	いてはその融通条 行その他の場合は 協定した融通条件 し、県財政の都合 間を短縮し、若し 又は低利に借り換
砂防事業	444, 000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	216, 000	同	上	同	上	同	上
街路事業	2, 048, 000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	2, 945, 000	同	上	间	上	同	上
県単独公園事業	3, 998, 000	同	上	印	上	同	上
公園事業	1, 341, 000	同	上	同	上	同	上

警察署等低公害車整備事業	140, 000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	3, 028, 000	同	上	同	上	冏	上
ヘリコプター設備整備事業	61, 000	同	十	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	3, 701, 000	同	十	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	11, 229, 000	冏	十	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	5, 147, 000	同	Ŧ	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	1, 540, 000	同	Ŀ	同	上	冏	上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	453, 000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	4, 000	同	Ŀ	同	上	冏	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
農林施設災害復旧事業	20, 000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし、 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を限 した金額とすること	共同発行を 発行価格が ときは、そ をうめるた 度額に加算	10%以内。 利率見る資 て、利率を 行、なき は、当を 利率とする	大式で借 登金につい り見直しを において 見直し後の	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若しては低利に借り換きる。
土木施設災害復旧事業	789, 000	同	上	同	上	同	上
都市施設災害復旧事業	1, 455, 000	冏	十	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	2, 671, 000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	70, 000, 000	同	上	同	上	同	上

令和4年度埼玉県公債費特別会計予算

令和4年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,447,045千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款		項					金	額			
1 繰	入	金										325, 949, 045
				1 —	般	会	計	繰	入	金		192, 167, 461
				2 特	別	会	計	繰	入	金		1, 581, 584
				3 基	3	金	繰	-	Λ.	金		132, 200, 000

	款			項		金	額
2 県		債					184, 498, 000
			1 県		債		184, 498, 000
	歳	入	合	計			510, 447, 045

	款			項		金	額
1 2	公 債	費					510, 447, 045
			1 公	債	費		510, 447, 045
	歳	出	合	計			510, 447, 045

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
			率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
一 般 会 計		普通貸借又は証券発行	る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
平成24年度及び平成29年度	183, 400, 000	(他の地方公共団体との	 見直しを行った後におい	による。ただし、県財政の都合
発 行 県 債 償 還 金		共同発行を含む。)	ては、当該見直し後の利	により据置期間を短縮し、若し
				くは繰上償還又は低利に借り換
			率とする。	えることができる。
県営住宅事業特別会計	298, 000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
平成24年度発行県債償還金	200,000			
流域下水道事業会計	800, 000	同 上	同上	回 十
平成24年度発行県債償還金	300,000	1	- III	Ę 4

令和4年度埼玉県証紙特別会計予算

令和4年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,924,470千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款				項			金	額
1 証	紙	収	入						16, 924, 469
				1 証	紙	収	入		16, 924, 469
2 繰	赵	莖	金						1
				1 繰	į	越	金		1
	歳		入	合		計			16, 924, 470

	款			項		金	額
1 繰	出	金					16, 916, 470
			1 一 般	会 計 繰	出 金		16, 916, 470
2 返	還	金					8,000
			1 返	還	金		8,000
	歳	出	合	計			16, 924, 470

令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,655,926千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款		項	金額
1 財	産収	入		13, 794
			1 財 産 運 用 収 入	13, 794
2 繰	入	金		7, 500, 000
			1基金繰入金	7, 500, 000
3 繰	越	金		1
			1 繰 越 金	1
4 諸	収	入		6, 142, 131

	1 貸 付	金 元 利 収 入	6, 142, 131
歳	合	計	13, 655, 926

歳 出

(単位 千円)

款						項					金	額
1 市 町 村 振 興	事業費											13, 655, 926
		1	市	町	村	振	興	事	業	費		13, 655, 926
歳	出		合				計					13, 655, 926

令和4年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和4年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ659,436千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金
1 国 庫 支 出 金		325, 493
	1 国 庫 負 担 金	325, 493
2 財 産 収 入		8, 447
	1 財 産 運 用 収 入	8, 447
3 繰 入 金		325, 494
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	325, 493

4 繰	越	金				1
			1 繰	越	金	1
5 諸	収	入				1
			1 雑		入	1
	歳	入	合	計		659, 436

詩	飲			項				金	額
1 災 害 救	助事	業費							659, 436
			1 救		助		費		650, 987
			2 基	金	積	<u> </u>	金		8, 449
歳		出	合		計				659, 436

令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ972,974千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 繰	入	金					149, 440
			1 繰	入	金		149, 440
2 繰	越	金					1, 228
			1 繰	越	金		1, 228

3 諸	収	入					575, 168
			1 貸	付 金	元 利	収 入	570, 224
			2 預	金	利	子	27
			3 雑			入	4, 917
4 県		債					247, 138
			1 県			債	247, 138
	歳	入	合		計		972, 974

	款			項	金	額
1 母子:	父子寡婦福祉	資金貸付費				972, 974
			1 母子父子	事婦福祉資金貸付	男	972, 974
	歳	出	合	計		972, 974

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	247, 138	「母子及び父子並びに寡婦 福祉法」の定めるところに よる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,996,091千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		16, 569, 012
	1 負 担 金	16, 569, 012
2 諸 収 入		446, 079
	1 貸 付 金 元 利 収 入	446, 079

	款			項		金	額
3 県		債					13, 981, 000
			1 県		債		13, 981, 000
	歳	入	合	計			30, 996, 091

款	項	金
1 病院機構貸付金事業費		13, 981, 000
	1 病院機構貸付金事業費	13, 981, 000
2 公 債 費		17, 015, 091
	1 公 債 費	17, 015, 091
歳 出	合 計	30, 996, 091

第2表 地方債

(単位 千円)

	起	債	の	目	的			限	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償。還	豊 の こ	方法
																10%以内。	ただし、利	政府資金に	ついては	はその融通条
																 率見直し方	式で借り入れ	件により、	銀行その	の他の場合は
																る資金につ	いて、利率の	その債権者	と協定し	た融通条件
病	院機	構	貸	付	金	事	業	13	, 981,	, 000	普通	貸借	又は	証券	关発 行			による。た	だし、県	具財政の都合
																兄旦しど仃 	った後におい	により据置	期間を短	豆縮し、若し
																ては、当該	見直し後の利	くは繰上償	還又は個	気利に借り換
																率とする。		えることがで	できる。	

令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,939,208千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		191, 536, 634
	1 負 担 金	191, 536, 634
2 国 庫 支 出 金		174, 968, 758
	1 国 庫 負 担 金	132, 854, 919
	2 国 庫 補 助 金	42, 113, 839
3 療養給付費等交付金		29
	1 療養給付費等交付金	29

4 前 期	高 齢 者	交 付 金		185, 181, 823
			1 前 期 高 齢 者 交 付 金	185, 181, 823
5 共 同	事業が	交 付 金		1, 517, 636
			1 共 同 事 業 交 付 金	1, 517, 636
6 財	産	仅 入		6, 753
			1 財 産 運 用 収 入	6, 753
7 繰	入	金		38, 946, 259
			1 一 般 会 計 繰 入 金	38, 646, 259
			2 基 金 繰 入 金	300, 000
8 繰	越	金		7, 799, 621
			1 繰 越 金	7, 799, 621
9 諸	収	入		1, 981, 695
			1 雑 入	1, 981, 695
	歳	入	合 計	601, 939, 208

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		601, 939, 208
	1 国民健康保険事業費	601, 939, 208
歳出	合 計	601, 939, 208

令和4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,339千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

	款					項	Ĩ				金	額
1 繰	入	金										2,052
			1	繰			入			金		2,052
2 繰	越	金										102,000
			1	繰			越			金		102,000
3 諸	収	入										23, 287
			1	預		金		利		子		11
			2	貸	付	金	元	利	収	入		23, 276
	歳	入		合			計					127, 339

款	項	金額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		125, 339
	1 資 金 貸 付 費	125, 339
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳出	合 計	127, 339

令和4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,651千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項			金	額
1 就農支援資金貸付勘定収入					22, 985
	1 繰	越	金		1
	2 諸	収	入		22, 984
2 就農支援資金業務勘定収入					270
	1 繰	入	金		250
	2 繰	越	金		18
	3 諸	収	入		2

款		項		金	額
3 農業改良資金貸付勘定収入					2, 156
	1 繰	越	金		2, 155
	2 諸	収	入		1
4 農業改良資金業務勘定収入					240
	1 繰	入	金		179
	2 繰	越	金		58
	3 諸	収	入		3
歳 入	合	計			25, 651

款	項	金額
1 就農支援資金貸付勘定		22, 985
	1 就農支援資金貸付費	22, 985
2 就農支援資金業務勘定		270
	1 管 理 指 導 事 務 費	260
	2 予 備 費	10
3 農業改良資金貸付勘定		2, 156
	1 農業改良資金貸付費	2, 156
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管 理 指 導 事 務 費	180
	2 予 備 費	60
歳 出	合 計	25, 651

令和4年度埼玉県林業·木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,725千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 貸 付 勘 定 収 入					20, 000
	1 繰	入	金		20
	2 繰	越	金		13, 330
	3 諸	収	入		6, 650
2 業 務 勘 定 収 入					725
	1 繰	越	金		665
	2 諸	収	入		60
歳 入	合	計			20, 725

	款			項		金	額
1 貸	付	勘	定				20,000
				1 林業・木材産業	类改善資金貸付費		20,000
2 業	務	勘	定				725
				1 管 理 指	導 事 務 費		705
				2 予	備費		20
	歳		出	合	計		20, 725

令和4年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和4年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,100千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					489
			1 財 ;	産 運 用	収 入		489
2 繰	入	金					1
			1 繰	入	金		1
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 諸	収	入					35, 609

	1 貸 付	金 元 利 収 入	35, 608
	2 雑	入	1
歳	合	計	36, 100

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		35, 100
	1 本多静六博士育英事業費	35, 100
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	36, 100

令和4年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和4年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,950千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					45, 700
			1 財 産	運用	収 入		45, 700
2 繰	入	金					1, 000, 248
			1 繰	入	金		1, 000, 248
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1

4 使 用	料及び手	数料				1
			1 使	用	料	1
	歳	入	合	計		1, 045, 950

	款								項			金	額
1 用	地	事	業	費									1, 045, 950
						1	用	地	事	業	費		1, 045, 950
	歳			出		1	合		計				1, 045, 950

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,351,327千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款			項			金	額	
1 使	用	料							7, 749, 497
			1 住	宅	使	用	料		7, 749, 497

2 国	庫 支	出金						1, 753, 510
			1 国	庫	補	助	金	1, 753, 510
3 財	産	収 入						42, 578
			1 財	産 運	用	収	入	42, 578
4 繰	入	金						518, 927
			1 繰		入		金	518, 927
5 繰	越	金						1
			1 繰		越		金	1
6 諸	収	入						15, 814
			1 敷	金 運	用	収	入	360
			2 雑				入	15, 454
7 県		債						2, 271, 000
			1 県				債	2, 271, 000
	歳	入	合		計			12, 351, 327

	款				項			金	額
1 住	宅 事	業費							10, 285, 287
			1 住	宅	管	理	費		7, 104, 600
			2 住	宅	建	設	費		3, 180, 687
2 繰	出	金							817, 057
			1 繰		出		金		817, 057
3 公	債	費							1, 238, 983
			1 公		債		費		1, 238, 983
4 予	備	費							10,000
			1 予		備		費		10,000
	歳	出	合		計				12, 351, 327

第2表 継続費 (単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
							令 和 4	年 度		424,	, 360
							令 和 5	年 度		623,	, 344
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	令和4年度公	設費	4, 786, 856	786, 856	令 和 6	年 度		776,	, 749	
							令 和 7	年 度		1, 483,	, 512
							令 和 8	年 度		1, 478,	, 891

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的 限度額 起債の方法 利	率 償還の方法
10%以内	。ただし、利 政府資金についてはその融通条
	方式で借り入れ 件により、銀行その他の場合は
	ついて、利率の その債権者と協定した融通条件
	による。ただし、県財政の都合 「つた後におい
	により据置期間を短縮し、若し
ては、当計	
率とする。	えることができる。

令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

(債務負担行為)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ704,980千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

	款					項				金	額
1 財	産	収	入								10, 854
				1 財	産	運	用	収	入		10, 854
2 繰	入		金								670, 666
				1 繰		J	(金		670, 666

	款				項					金	額
3 繰	越	金									1
			1 繰			越			金		1
4 諸	収	入									23, 459
			1 貸	付	金	元	利	収	入		23, 129
			2 預		金		利		子		1
			3 雑						入		329
	歳	入	合			計	•				704, 980

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		704, 980
	1 高等学校等奨学金事業費	704, 980
歳出	合 計	704, 980

第2表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償	賞(令和4年度保証分)	令和 4 4	年 度 以 降	でこの債務の保	高等学校等奨学金の賃 証を行った者がこれを 位弁済額のうち、元会	を行ったことに

令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,652,179千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金
1 入 場 料 収 入		37, 311
	1 入 場 料 収 入	37, 310
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		41, 312, 741
	1 投票券発売収入	41, 250, 000
	2 投票券発売副収入	62, 741
3 財 産 収 入		228, 798

			1 財	産	運	用	収	入	228, 797
			2 財	産	売	払	収	入	1
4 繰	越	金							2
			1 繰		走 走	並		金	2
5 諸	収	入							1, 073, 327
			1 預		金	利		子	1
			2 収	益	事	業	収	入	1, 073, 325
			3 雑					入	1
	歳	入	合			計			42, 652, 179

歳 出 (単位 千円)

			志								項	Į				金	額
1	公	営	競	技	総	務	費										216, 578
								1	公	営	競	技	総	務	費		216, 578
2	公	営	競	技	事	業	費										41, 919, 618
								1	公	営	競	技	事	業	費		41, 919, 618
3	繰			出			金										509, 983
								1	繰			出			金		509, 983
4	予			備			費										6,000
								1	予			備			費		6,000
			歳			出			合			計	-				42, 652, 179

令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数 120床

2 患 者 数

区	分	入	院	外	来
(1)年間	延患者数		26, 874 人		18, 997 人
(2)1日	平均患者数		74		78.

3 主なる建設改良事業 84,112 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院 事業 収益 3,937,368千円

第1項 医 業 収 益 1,788,505千円

第2項 医 業 外 収 益 2,148,863千円

支出

 第1款
 病院事業費用

 第1項 医 業 費 用
 3,894,018 千円

 第2項 医 業 外 費 用
 53,172 千円

 第3項 予 備 費
 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,939千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,504千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,435千円で補塡するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			441,044 千円
第1項 企 業 債			83,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金			358,044 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			449,983 千円
第1項 建 設 改 良 費			84,112 千円
第2項 企業債償還金			365,871 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
総合リハビリテーションセンター医療情	青報システム更新	令 和	5 年 度			274, 776

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 83,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後 の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、386,684千円と定める。

令和4年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数 148社

(2) 年 間 総 給 水 量 66,743,170 m³

(3) 一日平均給水量 182,858 m³

(4) 主なる建設改良事業 937,795千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益 1,852,342千円

第1項 営 業 収 益 1,723,725千円

第 2 項 営 業 外 収 益 128,616千円

第3項 特 別 利 益 1千円

支 出

業 費 第1款 1,857,546 千円 第1項 業 費 用 1,834,324 千円 第2項 業 外 用 19,221 千円 別 損 第3項 特 失 1 千円 備 費 第4項 予 4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額873,533千円は、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額64,296千円、建設改良積立金360,000千円、減債積立金78,733千円及び過年度分損益勘定留保資金370,504千円で補 塡するものとする。)。

入 収 第1款 本 的 収 入 173,458 千円 第1項 建 設 補 助 43,000 千円 金 第2項 長期貸付金償還金 130,000 千円 第3項 他会計補助金 456 千円 第4項 固定資產売却代金 1 千円 第5項 雑 収 入 1 千円 支 出

第1款 資 本 的 支 出

1,046,991 千円

第1項 建 設 改 良 費

968,258 千円

第2項 企業債償還金

78,733 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

	Ę	F					項		期			間		限	度	額
エ	業	用	水	道	施	設	委	託	令:	和	5	年	度			41, 325
エ	業	用	水道	道 用	薬	品	購	入	令:	和	5	年	度			5, 973
業(令	務 和	設 4 4	年 度	備製	整 約	分	備)	令 和 令 和							448, 000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 250,296千円

(2) 交 際 費 41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,970千円と定める。

令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 55 団体 水 団 体

年 間 総 給 水 量 (2)639, 189, 000 m³

(3) 一日平均給水量 1, 751, 203 m³

(4) 主なる建設改良事業 13,898,245 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 業 収 益 48,819,961千円

第1項 業 収 営 益 44, 116, 147千円

第2項 業外 収 益 4,703,813千円

第3項 特 別 利 益

1千円

支 出

第1款 業 費 48,388,591 千円

業 費 第1項 用 44,610,673千円

業外 第2項 営 費 用 3,737,917千円
 第3項 特 別 損 失

 第4項 予 備 費

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,729,154千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,101,546千円及び過年度分損益勘定留保資金16,627,608千円で補塡するものとする。)。

及び地方消費税資本的収支調整額1,101,5	46千円及び過年度分損益勘算	E留保資金16,627,608千円で補填するものとする。)。
	収	入
第1款 資 本 的 収 入		9,040,158千円
第1項 建 設 補 助 金		1,410,862千円
第2項 企 業 債		4,025,000千円
第3項 他 会 計 出 資 金		3,493,583千円
第4項 他 会 計 補 助 金		108,571千円
第5項 固定資産売却代金		1千円
第6項 雑 収 入		2,141千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		26,769,312千円
第1項 建 設 改 良 費		14,744,414千円
第2項 企業債償還金		9, 387, 149千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金		130,000千円
第4項 機構負担年賦金		2,467,749千円

第5項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
1 資本的支出	1 建設改良費	大 久 保 浄 処 理 施	· 水 場 i 設 整	高 度 浄 水 備 事 業		229, 560	令 和 和 和 和 和 和 和 和 1	5 年 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度	10 6 13 12	1, 689, 0, 711, 6, 026, 8, 888, 2, 821, 1, 502,	780 210 710 960 990

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

	事			項		期		間	限	度	額
水	道	施	設	委	託	令 🧦	和 5	年 度			673, 146

	事			項		期	間	限	度	額
水	道	施	設	修	繕	令 和 !	5 年 度			97, 911
水	道	用薬	· 品	購	入	令 和 (5 年 度			1, 006, 156
· 業	務 令 和	設 4 年	備 要	整約分	備)	令 和 5 年 令 和 7 年	三度から			3, 347, 000
吉!	見浄水は	場拡張関	引連 整 備	肯(Ⅲ 期)	令 和 5 年 令 和 6 年	三度から三度まで			441, 000
吉!	見浄水は	場高度消	* 水 処 珰	上施 設 整	備	令 和 5 年 令 和 6 年	三度から 三度まで			257, 100

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 4,025,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,257,363千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、430,550千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,418千円と定める。

令和4年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

 (1) 宅 地 売 却 面 積
 274,736 ㎡

 (2) 主なる建設改良事業
 3,904,470 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

					収	入	
第1款	事	業	収	益			12,625,971 千円
第1項	営	業	収	益			12,590,279 千円
第2項	営	業	外 収	益			35,691 千円
第3項	特	別	利	益			1 千円
					支	出	

 第1款
 事
 業
 費

 第1項
 営
 業
 費

 第2項
 営
 業
 外
 費

 第3,943
 千円

 第3項
 特別
 損失

 第4項
 予備
 費

 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,816,380千円は、過年度分損益勘 定留保資金2,816,380千円で補塡するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			1,572,415 千円
第1項 長期貸付金償還金			1,540,901 千円
第2項 他 会 計 補 助 金			1,500 千円
第3項 固定資產売却代金			1 千円
第4項 雑 収 入			30,013 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			4,388,795 千円
第1項 建 設 改 良 費			4,188,795 千円
第2項 予 備 費			200,000 千円
(継続費)			

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
							令和	4年度		2, 195	, 511
V - 1 11 11	74 78 71 4 44					令 和!		2, 116	, 439		
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜 局 柳 地 	! 区 産 業 団	地整備事業	7,	414, 655	令 和(6年度		2, 345	, 858
							令和	7年度		756	, 847

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

530,628 千円

(2) 交 際 費

298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,312千円である。

令和4年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流域関連市町数	47	市町
(2)	年 間 総 処 理 水 量	681, 317, 030	m^3
(3)	一日平均処理水量	1, 866, 622	m^3
(4)	主なる建設改良事業	20, 744, 702	千円
/ 1			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

52,689,903 千円	益	収	業	事	第1款
32, 420, 383 千円	益	収	業	営	第1項
20, 269, 519 千円	、 益	外収	業	営	第2項
1 千円	益	利	別	特	第3項

支出

第1款 業 費 53,564,958 千円 第1項 業 費 用 52,632,130 千円 871,827 千円 第2項 業 外 費 用 第3項 別 損 1 千円 特 失 備 第4項 予 費 61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,808,893千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,558千円、減債積立金410,349千円、過年度分損益勘定留保資金2,170,302千円及び当年度分損益勘定留保資金3,137,684千円で補塡するものとする。)。

入 収 第1款 本 的収 26,040,809 千円 入 第1項 設 補 助 金 建 12,685,522 千円 第2項 設 負 担 建 金 6,574,326 千円 業 債 第3項 企 6,598,000 千円 第4項 他会 計出資 金 22,257 千円 第5項 他会計補助金 160,650 千円 第6項 固定資產売却代金 1 千円 第7項 収 入 雑 53 千円 第1款 資本的支出

31,849,702 千円

第1項 建 設 改 良 費

26,088,654 千円

第2項 企業債償還金

5,761,048 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
荒川左岸南部流域下水道事業	(令和4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 7 年				10, 678, 000
荒川左岸北部流域下水道事業	(令和4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 6 年				3, 172, 468
荒川右岸流域下水道事業(令科	和4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 6 年				483, 539
中川流域下水道事業(令和4年		令 和 5 年 令 和 6 年				898, 019

事	項	期	間	限	度	額
古利根川流域下水道事業(令	和4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 6 年				853, 004
荒川上流流域下水道事業(令者	和4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 6 年				108, 179
市野川流域下水道事業(令和	4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 6 年				298, 517
利根川右岸流域下水道事業(令和4年度契約分)	令 和 5 年 令 和 6 年				185, 517

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,598,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,347,600千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,547,162千円である。